

(別記2)

法人運営プロフェッショナル人材活用事業

第1 事業の内容

法人運営プロフェッショナル人材活用事業の内容は、農業法人活性化支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第2に定める農業法人および集落営農組織が、実施要領第2の7に定める者の雇用又はその者への業務委託（派遣による方法を含む。以下同じ。）に必要な費用を支援する事業とする。

第2 助成対象者

地域計画の目標地図に位置づけられ、かつ、経営の多角化・高度化に取り組む集落営農組織および農業法人。

第3 事業要件

法人運営プロフェッショナル人材活用事業の実施にあたっては、実施要領第5に定める事業実施要件のほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 事業実施の前年度又は事業実施年度内に、法人運営プロフェッショナル人材について、新たに雇用、役員へ就任、業務を委託している若しくはする予定であること、又は前年度から引き続き本事業を実施していること（以下「雇用等を行う者」という。）。
- 2 雇用等を行う者の経験を活かして、法人の設立、経営管理、労務管理、販売管理その他法人、組織の運営に必要な活動に従事させること。
- 3 雇用等を行う者が、事業の対象となる経営体の代表者と生計を一にしていない者であること。
- 4 法人運営プロフェッショナル人材を雇用する又は役員とする場合は、事業実施期間終了後も継続して雇用する又は役員となることが見込まれること。
- 5 雇用契約が身分上、困難な場合は、概ね1年以上の業務委託契約又は派遣契約を締結していること。

第4 事業の対象とする経費

- 1 法人運営プロフェッショナル人材の雇用又はその者への業務委託に必要な賃金、共済費、旅費、報酬、委託料等とする。
- 2 事業対象となる経費を算入できる期間は、事業開始時から3か年度を上限とする。
ただし、事業実施期間が複数年度に渡る場合の予算配分については、実施年度ごとの予算成立後に決定するものとする。

第5 補助上限額

- 1 県は、第1に定める事業に要する経費の1/2以内を予算の範囲内において補助するものとする。なお、補助金額については、1千円未満は切捨てとする。
- 2 補助額の上限は、助成対象者、事業実施年度あたり1,000千円とする。